

卒業認定に関する方針

本校では、学生が卒業時に身につけているべき能力や知識を次のように定めている。卒業要件を満たせば、これらを身につけた者と認め、専門士を授与する。

【柔道整復学科・鍼灸学科】

1. 社会に貢献できる医療従事者として人体の構造や機能を理解していること。
2. 東洋医学・西洋医学に関する幅の広い知識を身に付け、医療の現場で施術をもって解決する能力と技術のあること。
3. 患者に対して深い愛情と積極的な理解をもって接することができること。

【ライフケア学科・ライフデザイン学科】

1. 日本の産業界で即戦力として活躍できる人材としての技能や知識、そしてマナーを身につけていること。
2. 社会人として常に自己研鑽のできる能力、あらゆる人間関係に対応できる能力があること
3. 困難に対する方策を見つけ出し、粘り強く立ち向かう人間力があること。

そして本校の卒業要件は学則において次のように規定されている。

第 29 条 進級・卒業の認定は次の基準により、教務会の議を経て校長が決定する。

- (1) 前期成績と後期成績における各科目の成績が 60 点以上の者
- (2) 年間延欠席日数が 40 日未満の者
- (3) 所定の学費を納入した者
- (4) その他適当と認められた者

修業年限におけるすべての試験が終了したのち、各学科で卒業判定会議を開催し、上記に規定される卒業要件に該当することを改めて確認を行う。

卒業の認定にあたっては、各学生が学科において規定されている修了単位数を取得していることについての判定が最も重要であり、これについては客観性を厳正に適用している。それと同時に、会議においては各学生への教育が本校の掲げる教育目標に到達しているかを確認している。